

荒井浄水場への太陽光発電設備導入に係る

サウンディング型市場調査実施要領

令和5(2023)年11月

郡山市上下水道局

1. 調査の背景と目的

我が国では、「2050年カーボンニュートラル」の宣言により、2050年までに脱炭素社会の実現を目指しており、郡山市においても「郡山市気候変動対策総合戦略」を策定し、2013年比で2023年に50%、2050年に100%削減を目標としております。

この取組を推進するため、上下水道局では、環境に配慮した水循環の形成の理念のもと、再生可能エネルギー導入の一環として、現在、荒井浄水場への太陽光発電設備の設置を検討しております。

また、この手法については、民間事業者の先進的なアイデアやノウハウを最大限活用し、今後の事業化に繋げるため、事業者の皆様との直接対話（サウンディング型市場調査）を通して、幅の広いご意見を伺うことが、最も有効であると考えております。

つきましては、計画をより効果的で実効性のあるものにするため、本調査を実施するものです。

2. 対象施設

(1) 【太陽光発電設備設置及び自家消費施設】

No.	施設名	所在地
1	荒井浄水場	郡山市荒井町字仲田5 1

(2) 【余剰電力の使用候補施設】

No.	施設名	所在地
1	堀口浄水場	郡山市逢瀬町多田野字元寺1 番 1
2	熱海浄水場	郡山市熱海町高玉字入米ノ倉1 番
3	上下水道局庁舎	郡山市豊田町1 - 4

3. 想定している事業スキーム

(1) オンサイト P P A

- 1) 荒井浄水場内の未利用地の貸付。 (別図参照)
5,200m² : 1 箇所 3,600m² : 1 箇所 計 2 箇所
- 2) 事業者が、太陽光発電設備等を設置・保守管理・運転。
- 3) 当該設備で発電した電力は、局が購入し浄水場内で使用。
- 4) 事業期間終了後は、事業者が当該設備を撤去。

(2) オンサイト P P A と オフサイト P P A の組み合わせ

- 1) 荒井浄水場内については、前述 (1) と同様。
- 2) 余剰電力については、2. (2) の施設に供給。
- 3) 又は、余剰電力については、他へ売電。

4. スケジュール

内 容	予 定 期 日 ・ 期 間
(1)実施要領の公表	2023年11月6日(月)
(2)参加申込期間	2023年11月6日(月)～2023年11月17日(金)
(3)資料提供期間	2023年11月6日(月)～2023年11月17日(金)
(4)現地見学期間	2023年11月13日(月)～2023年12月8日(金) (ただし、土・日・祝日を除く)
(5)個別対話実施	2023年11月20日(月)～2023年12月22日(金) (ただし、土・日・祝日を除く)
(6)質問期間	個別対話日の前日まで
(7)提案書提出	個別対話日の前日まで
(8)結果概要の公表	2024年1月下旬予定
(9)今後について	2024年度内の事業化(公募)予定

5. 参加対象者

- (1) 提案内容を主体的に実施することができる、技術、実績、信用等を備えた単独事業者、又は2つ以上の連合体からなる企業グループとします。
- (2) 企業グループでの参加の場合は、代表事業者をあらかじめ定めてください。
また、連合体の構成員の役割分担を明確にしてください。
- (3) 次のいずれかに該当する者は参加できません。(参加事業者が連合体である時は、その構成員のすべてが該当しないこととします。)
 - 1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者。
 - 2) 次の申立てがなされている者
 - ① 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て
 - ② 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続の申立て
 - ③ 破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立て
 - ④ 「郡山市暴力団排除条例」(平成24年9月27日制定)第2条の暴力団、暴力団員、及び暴力団員等に該次の申立てがなされている者当する者。

6. 主な対話項目

- (1) 事業実施に向け実効性のあるスキーム、契約期間、電力買取価格。
- (2) 事業を実施するにあたり想定される課題や条件、役割とリスク分担等。
- (3) オンサイトPPAの場合の発電出力、蓄電池の活用。

- (4) オンサイト P P A とオフサイト P P A を組み合わせの場合の発電出力、系統連系に係る接続検討（有料）の実施時期と方法。
- (5) 事業を実施するにあたり想定される課題や条件、役割とリスク分担等。
- (6) 事業化するにあたり、施工期間等実施可能なスケジュール。
- (7) 契約期間満了後、パネルの撤去。
- (8) 活用が見込める交付金・補助制度。
- (9) P P A 以外の手法による導入の可能性。
- (10) 公募に関し、事業者が確認しておきたい情報、局への要望等。

7. 実施概要

(1) 参加申込み

1) 参加申込期間

2023(令和5)年11月6日(月)から2023(令和5)年11月17日(金)まで

2) 参加申込方法

サウンディングに参加にされる事業者の方は、「参加申込書【様式1】」に必要事項を記入し、件名を【サウンディング参加申込書(事業者名)】として、電子メールにて提出してください。グループによる参加の様式は任意とします。

(2) 資料提供申込

1) 資料提供申込期間

2023(令和5)年11月6日(月)から2023(令和5)年11月17日(金)まで

2) 資料提供申込方法

電力の使用状況等の資料申込みは、「資料提供申込書【様式2】」に必要事項をし、件名を【資料提供申込書(事業者名)】し、サウンディング参加申込記入書にあわせて、電子メールにて提出してください。

3) 参加資格の確認及び資料提供

参加を申し込まれた事業者の方の参加の可否を速やかに確認し、満たしている場合は、資料を電子メールにて提供します。

(3) 現地案内

1) 現地案内の申込期間

2023(令和5)年11月13日(月)から2023(令和5)年12月8日(金)まで
ただし、土日祝日を除く

2) 現地案内の申込方法

現地案内を希望する場合は、「現地案内申込書【様式3】」に必要事項を記入し、件名を【現地見学申込書(事業者名)】し、電子メールにて提出してください。

3) 現地見学概要

本サウンディング調査への参加を希望される事業者の方へは現地案内にあわせ、簡単な説明を行います。

現地案内は、日程を調整し個別に行います。

現地案内への参加は、任意であり必須ではありません。

(4) 個別対話

1) 個別対話期間

2023(令和5)年11月20日(月)から2023(令和5)年12月22日(金)まで
ただし、土日祝日を除く

2) 個別対話方法

- ① 参加事業者のアイデア及びノウハウの保護の為個別に行います。
- ② 日時は、各参加事業者の方と個別に調整します。
- ③ 個別対話の時間は1～2時間程度を予定しております。

3) 個別対話場所

郡山市上下水道局庁舎内またはオンライン

(5) 質問

1) 質問期間

2023(令和5)年11月6日(月)から個別対話の前日まで

2) 質問方法

質問がある場合は、「質問書【様式4】」に必要事項を記入し、件名を【質問書(事業者名)】し、電子メールにて提出してください。

3) 質問への回答

質問の受信日から概ね7日以内に、質問をされた参加者に個別に回答します。

提案書の作成と関係する場合は、日程を勘案し、質問願います。

個別対話日まで7日未満の場合は、対話日の回答となる場合があります。

(6) 提案書

1) 提出期限

個別対話日の前日まで

2) 提出方法

個別対話を補足するための「提案書(任意様式)」に必要事項を記入し、件名を【提案書(事業者名)】として、電子メールにて提出してください。

また、メールに添付できるサイズは、1回あたり5Mバイト以内となります。

(7) 電子メールの送信先

上記 7. 実施概要 共通で、11. 担当窓口のとおりとなります。

8. 個別対話の実施方法

(1) 対話内容

参加事業者の提案もとに、対話を行います。

なお、提案内容は、自らが事業の実施主体となることを前提とし、実現の可能性があるものとします。

(2) 質疑応答

個別対話は、事業者等の方からご意見・ご提案等をご説明いただき、それを踏まえて、当方からご確認やご質問などをさせていただきながら、意見交換をさせていただきます。局からの質問に対し、お答えいただけない項目や内容があっても構いません。

(3) 辞退

参加申込書を提出された事業者で、提案書の提出を辞退する場合は、個別対話の前日までに、11.担当窓口まで、電子メールにて、連絡してください。

9. 実施結果概要の公表

サウンディング調査結果の概要について、後日、郡山市ウェブサイトでの公表を予定しております。公表内容については事前に参加事業者の皆様を確認を行うとともに、事業者名と知的財産に係る内容などについては公表しないこととします。

10. 留意事項

(1) 本サウンディング調査

提案の内容は、今後の事業化を約束するものではありません。

(2) 参加事業者の取り扱い

本参加については、今後の事業者公募時における参加資格を約束するものではなく、また、評価の対象とならないことをご理解ください。

(3) 費用負担

本サウンディング調査への参加に要する費用は、全て参加事業者の負担とします。

(4) 追加調査（対話）への協力依頼

本サウンディング終了後も、必要に応じて追加の対話や文書照会、アンケート等を行うことがありますので、その際にはご協力をお願いいたします。

(5) 著作権等

提出提案の著作権は申込者に帰属し、また、本事業の検討以外の目的には無断では使用しません。ただし、提出書類は、郡山市情報公開条例（平成13年12月19日条例第44号）に基づき公開する場合があります。

(6) 特許権等

提案内容に含まれる特許権等の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、物品、施行方法等を使用した結果発生した責任は、原則としてその提案を行った参加事業者が負うこととなります。

(7) 守秘義務

本サウンディング調査での提供資料及び知り得た情報は、終了後においても、第三者に流出させないこと。

11. 担当窓口

〒963-8016

福島県郡山市豊田町1番4号

郡山市上下水道局 浄水課浄水事業係 上下水道局庁舎2階

TEL 024-932-7646

FAX 024-939-5822

E-mail : suidojosui-kanri@city.koriyama.lg.jp

【別図】 荒井浄水場：郡山市荒井町字仲田51

